平成２８年（フ）第４７８１号
大阪市旭区高殿６丁目８番34号
債務者　藤本　直範
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８６４号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番37―502号
債務者　杉山　美紀
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０７５号
大阪市此花区酉島１丁目３番１―603号
債務者　河井　美樹
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５０７９号
大阪府池田市渋谷２丁目２番６号
債務者　阪本　美子
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５１２２号
大阪市平野区平野西６丁目３番22―408号
債務者　竹本　頼子
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２０２号
大阪市西成区聖天下１丁目７番13―208号
債務者　星野　政久
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２０８号
大阪府寝屋川市石津南町13番55―705号
債務者　福重　和浩
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５２１１号
大阪市城東区関目１丁目18番10号サンライズ関目201
債務者　樽谷　隆好
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３８１号
大阪市平野区長吉長原東１丁目３番２―404号
債務者　藤田　義照
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４０７号
大阪市東淀川区上新庄３丁目22番54号
債務者　池田正訓こと　朴　　正訓
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４０８号
大阪市東淀川区上新庄３丁目22番54号
債務者　畠中　由美
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４０９号
大阪市城東区野江２丁目10番18―303号、前住所和歌山県橋本市三石台３丁目27番地の９―1108
債務者　増永　幸秀
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４３２号
大阪市住吉区杉本１丁目11番９―405号
債務者　橋本美智子
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４５３号
大阪市港区市岡元町２丁目６番15号コータスＫＮ502号
債務者　尾上　弘志
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４５４号
大阪市港区市岡元町２丁目６番15号コータスＫＮ502号
債務者　尾上　直美
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４８７号
大阪市浪速区浪速東２丁目９番２―901号
債務者　上野　友子
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４８９号
大阪市東住吉区矢田５丁目11番９―211号
債務者　山本　杏奈
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５４９２号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　福田　　智
1　決定年月日時　平成28年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部